

ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 業務目的

有機農業については、全国的に増加傾向にある一方で、福島県では、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以降、急激に減少し、本県の有機農業の生産や販売状況は未だ震災前の水準に回復しておらず、全国との格差が広がっている。

一方で、新規就農者の2～3割が有機農業を希望しており、県内の有機農業者数は令和元年を境に増加に転じていることから、この機会を逃さず、県内での有機農業者増加に向けた積極的な取組を行う必要がある。

そこで、福島県内での有機農業を通じて有機農業者の就農促進を図ることを目的として、首都圏等での有機農業就農希望者を対象にした有機農業就農体験ツアー（以下、体験ツアー）を実施する。

2 業務概要・仕様

(1) 委託業務名

ふくしま有機農業ひとづくり強化支援事業業務

(2) 予算額

5, 500千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 業務内容・仕様

ア 体験ツアーの実施

(ア) 福島県での有機農業就農を後押しする体験・情報提供するツアーを企画し、準備、管理運営全般を行うこと

(イ) 体験ツアーの内容、準備、運営等については、県と十分に協議し決定すること。

イ 体験ツアーの内容

(ア) 開催時期は令和7年8月から令和7年11月頃までの間とし、1回以上開催すること。

(イ) 体験ツアーは原則日帰りとする。

(ウ) 目標参加者数は概ね15名とする。

(エ) 体験ツアーの内容は県内への有機農業での就農を促進させるための内容とすること。

・例：有機農業実践圃場での農作業体験、県内農家レストランでの昼食、先輩有機農業者等との交流会、就農情報提供（県）

(オ) 農業体験先は、体験ツアー開催後の移住を想定し、研修受入れが可能な県内の有機農業者・組織等とする。

(カ) 体験ツアー中の参加者の飲食代及び集合場所までの交通費は参加者負担とする。集合から解散までの交通費、研修費、施設利用費、宿泊費等の一部又は全部を受託業者が負担し、参加促進を図ること。また、その負担額は別途県と協議して決定すること。

ウ 体験ツアー参加者の募集

(ア) 参加者は、本県での有機農業による就農に関心を持つ成人の首都圏等の県外在住者とする。

(イ) 参加者は、飲食代の実費相当額を負担すること。なお、その他の参加者の負担額は別途県と協議して決定すること。

(ウ) 体験ツアーの広報のため、ホームページやSNS等のWEB媒体、チラシ、ポスター等での告知や説明会の開催等により、広く参加者が集められるような広報活動を企画立案し、実施すること。

エ アンケート調査

- (7) 体験ツアー参加者に対し、体験ツアー終了後に、感想や今後の就農に向けた意向等に関するアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析すること。なお、アンケートの内容は県と協議の上、決定すること。

オ その他

- (7) 上記のほか、目的を達成するために必要な業務があれば、当該業務について提案すること。

(4) 委託契約期間

契約の日から令和8年2月20日（金）まで

3 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出すること。

提案1：業務の考え方

県内の農業者に対して、環境保全型農業に関する理解促進と取組を拡大させるための考え方について提案すること。

提案2：業務の取組内容

2の業務概要・仕様に基づき提案すること。その他、業務を効果的に実施するために行う独自の提案があれば提案すること。

提案3：業務の効果測定

業務を評価するための定量的な評価項目を設定すること。

また、業務の効果を検証する方法を提案すること。

提案4：業務の実施体制

業務の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。

なお、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。

提案5：積算見積書

業務に要する費用について、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信費、運搬費、印刷費等）。

(2) 県から受注した委託業務実績一覧（令和2年度～令和6年度）

(3) 様式

様式は任意とするが、全体（提案1～5）でA4横版の両面10枚以内（20頁以内）としてください。（表紙はカウントしない。必要に応じてA3版の折り込みも可としますが、片面2頁としてカウントする。）

(4) 提出部数

提出部数は10部とする。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。また、提出書類等は返還しない。

4 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

ア 参加資格審査

参加者の参加申込書の内容及び参加資格要否の適否を確認する。

イ 一次審査

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。

ウ 二次審査

一次審査で選定された対象者が、審査会において企画提案書のプレゼンテーションを実施する。県は、審査会でのヒアリングを行うとともに、総合的に評価し業務委託候補者（随意契約の候補者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

下記の審査項目において、評価基準により評価する。

審査項目	配点	評価基準
1 現状を踏まえた本業務の考え方	10点	環境保全型農業に関する現状及び国政策（みどりの食料システム戦略等）に係る理解度・適格性、県の移住に関する取組に関する理解度 等
2 事業の取組内容	50点	業務の内容・運営手法、訴求力、効果、履行の確実性 等
3 事業の効果測定	10点	評価項目、効果検証の方法の適切性 等
4 事業の実施体制	10点	実施体制、業務遂行能力 等
5 事業費の妥当性	20点	事業費の妥当性、適正かつ効率的な実施計画 等

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部環境保全農業課のホームページからダウンロードして入手すること。

6 参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書（第1号様式）

イ 提出期限

令和7年5月21日（水）17時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

オ 回答方法

提出された全ての質問及び回答については、令和7年5月22日（木）17時までに環境保全農業課ホームページに掲載するので、その内容を確認すること。

(2) 参加申込

ア 提出書類

（ア）参加申込書（第2号様式）

(イ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（１部）等

イ 提出期限

令和７年５月２７日（火）１２時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認してください。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

３に記載のとおり

イ 提出期限

令和７年６月６日（金）１７時まで

ウ 提出方法

郵送又は持参（FAX及び電子メールによる提出は受け付けません）

7 参加資格審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和７年５月３０日（金）（予定）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：参加申込書を提出したプロポーザル参加希望業者に対して、書面で通知する。

8 一次審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和７年６月１３日（金）（予定）

(2) 審査方法：書類審査により決定する。

(3) 発表方法：企画提案書を提出したプロポーザル参加者に対して、書面で通知する。

(4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して２週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面に行い、請求書が到達した日から１０日以内に通知する。

9 二次審査会

(1) 日時：令和７年６月１８日（水）（予定）

(2) その他

ア 正式な開催日時及び場所は別途通知する。

イ プレゼンテーション時間は２５分以内（１５分間の説明、１０分以内の質疑）とする。

ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

10 二次審査結果の発表及び通知

(1) 期 日：令和７年６月２３日（月）（予定）

(2) 審査方法：審査会により決定する。

(3) 発表方法：審査会参加者全員に対し、書面で通知する。審査結果は環境保全農業課のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表する。

- (4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して 2 週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から 10 日以内に通知する。

11 主なスケジュール

項目	日程
プロポーザル募集要領のHPによる公表	令和 7 年 5 月 13 日（火）
質問書の提出期限	令和 7 年 5 月 21 日（水）17 時まで
質問書への回答	令和 7 年 5 月 22 日（木）17 時まで
参加申込書の申込期限	令和 7 年 5 月 27 日（火）12 時まで
参加資格審査結果の発表及び通知	令和 7 年 5 月 30 日（金）
企画提案書の提出期限	令和 7 年 6 月 6 日（金）17 時まで
一次審査結果の発表及び通知	令和 7 年 6 月 13 日（金）（予定）
二次審査会	令和 7 年 6 月 18 日（水）（予定）
二次審査結果の通知	令和 7 年 6 月 23 日（月）（予定）

12 参加申込書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号（西庁舎 9 階）

福島県農林水産部環境保全農業課（担当：桑名）

電話 024-521-7453 FAX 024-521-7938

E-mail kankyuhozen_nougyou@pref.fukushima.lg.jp

13 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。

(8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

14 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

(1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

(3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 虚偽の内容が記載されているもの

(5) 積算額が予算額を超過するもの

15 契約手続

本事業に関して最も優れた提案を行った者(契約候補者)と業務委託契約の見積合わせを実施する。

なお、この手続に参加した者が、13の(1)から(8)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約の見積合わせを行う。

また、本事業の業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行う。

16 その他

(1) 採用した作品等の権利は、全て福島県に帰属するものとします。

(2) 当該業務として作成した各コンテンツは、福島県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載を行う場合がある。

なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。

(3) 企画提案のあった規模等を下回ることとはできないため、実現可能な提案とすること。

(4) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となることがある。